

広島県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した。

令和元年七月十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	取消年月日
老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホーム 白滝園	三原市小泉町116番地1	令和元年7月3日